

## 川合新田水源地下水位観測業務委託 仕様書

### 1 適用

本仕様書は、川合新田水源地下水位観測業務委託（以下「業務」という）に適用する。業務は本仕様書、長野市建設工事共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準、長野市測量調査等共通仕様書及びその他関係諸法規に従い遂行しなければならない。

### 2 業務の目的

業務は、川合新田水源の地下水の挙動等を把握して、水道水源に及ぶ影響や保全について検討し、評価することを目的とする。

### 3 業務の概要

#### 観測

自記水位計観測（地下水位、地下水温観測 12ヶ月）

取水井 6孔

観測孔 6孔

#### 解析業務

観測データ解析 1式

### 4 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### （1）秘密の保持

受注者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

### 5 配置技術者

業務の実施にあたり、管理技術者又は照査技術者に技術士（応用理学部門（地質））もしくは、RCCM（地質）の配置を行うこと。

その他の作業においても必要な技術者の配置を行うこと。

### 6 工程管理

（1）受注者は工程について発注者と常に協議の上、進めるものとする。

- (2) 受注者は工程に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

## 7 作業内容

### (1) 計画準備

- ①過去に実施した水位データや報告書など、業務に必要な資料を収集・整理する。
- ②取水井及び観測孔は自記水位計が設置されており、観測を継続しているため、機器や現場状況を確認すること。

### (2) 地下水位調査

- ①取水井及び観測孔にそれぞれ自記水位計が設置されているため、継続的に観測を行い、変動の周期や状況を確認する。
- ②自記水位計のデータ回収と保守点検は、3ヶ月に1回を原則とし、現地による静水位の測定等を実施して精度確保を図ること。
- ③回収したデータについては、水位変動図等を作成する。

### (3) 観測データ解析

- ①地下水観測により作成した測定値と降水量、河川水位の関係から、地下水流動や水道水源に及ぶ影響を評価する。

## 8 安全管理

### 8-1 安全管理

- (1) 受注者は調査中の労働災害、公衆災害を防止するため、「長野市建設工事共通仕様書」1-1-30、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」および労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。

### 8-2 水質汚濁の防止

- (1) 本業務は水道用水を供給する施設の周辺で行うことの認識を持ち、衛生的見地から十分注意を払うとともに、水質を汚染、汚濁する行為をしてはならない。

## 9 臨時健康診断

本業務は水道水源及び浄水場内で実施するため下記の通り必要な検査及び資料を提出すること。

### 9-1 作業員名簿

- (1) 契約締結後、作業員名簿を提出すること。
- (2) 作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。

### 9-2 健康診断

- (1) 本工事（業務）において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第21条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。
- (3) 保菌検査(検便)成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し保菌検査(検便)成績書を提出すること。

### 9-3 その他

- (1) 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- (2) 作業従事者は現場において、名札等身分の証明できるものを着用、若しくは携行すること。

## 10 環境に関する配慮について

### 10-1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市は、環境方針の中で公共事業に関して、「自然や地球環境を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会をつくりあげていくため環境に配慮した公共事業を実施し、環境保全並びに汚染の防止に努める」としている。工事にあたっては、このことを十分理解し、設計書及び共通仕様書により指示されていることのほか、環境に配慮した材料の使用、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推

進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など、工事実施に当たって細心の注意を払うことにより、工事中の影響を極力少なくなるよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。

#### 10-2 周辺環境

- (1) 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行うこと。  
また、施工方法についてもできる限り環境に配慮した計画をたてること。
- (2) 本業務におけるイメージアップ経費の計上はないため、実施については任意とする。
- (3) 調査に伴う排水は、沈泥処理・PH管理などを行い、環境に悪影響を与えないように処理すること。
- (4) 資材置き場などは騒音や振動の面で周辺住民からの反感・苦情などが無いよう、周辺環境に配慮した場所を選定すること。

#### 10-3 廃棄物処分

- (1) 現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
- (2) 少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、完了時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理すること。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
- (3) 業務計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。

#### 11 成果品

成果品の提出部数は紙媒体2部及び電子データ1部とする。

#### 12 引渡

成果品を納品した後、上下水道局が定める検査員の検査の合格をもって業務の完了とする。

#### 13 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・（予定価格1千万円（税込）以上の場合）長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに浄水課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

#### 1.4 業務の再委託について

- （1）受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （2）仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （3）受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

#### 1.5 その他

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者、受注者の双方で協議するものとする。